

神道は祭天の古俗

久米邦武

日本は敬神崇仏の国なり。国史は其中より發達したるに、是迄の歴史家は其沿革を稽うることを忽にしたる故に、事の淵底に究め至らぬを免れず。因て爰に其概略を論ずべし。

敬神は日本固有の風俗なり。中比に仏教を外国より伝えてより、合せて政道の基本となりたり。其は聖徳太子の憲法に始まり、大化の令に定まる。其大旨は、格の孝謙帝詔に、神護二年七月〔攘災招福必憑幽冥。敬神尊仏清淨為先。云云〕とあるにて見るべし。又桓武帝の詔に、延曆二十五年正月〔攘災殖福仏教尤勝。誘善利無如斯道〕とあるにて、神仏の別を見るべし。蓋神道は宗教に非ず、故に誘善利生の旨なし。只天を祭り攘災招福の祓を為すまでなれば仏教と竝行われて少しも相戻らず。故に敬神崇仏を王政の基本となして今日に至り、其習俗は臣民に結び着て、堅固なる国体となれり。然れども神の事には迷溺たる謬説の多きものなれば、神道仏教儒学に偏信の意念を去りて、公正に考えるは、史学の責任なるべし。因て爰に現在の国民敬神の結習により、遡りて東洋祭天の古俗を尋究し、朝廷の大典たる新嘗祭・神嘗祭・大嘗会の起り、伊勢内外宮及び賢所はみな祭天の宮にして、諸神社に鏡玉剣を神体に象る由来、神道には地祇人鬼を崇拜する習俗なく、死穢・諸穢を忌避て潔癖を生じ、祓

除を料する法より弊風を生じ、利害交ありて、人智の發達するに従い、儒學・仏教・陰陽道等を伝えて、其缺乏を補完矯正するの必要に論及し、千餘百年來敬神崇仏の國となりて、今に至るまで、敬神の道は崇仏と並行われて、隆替なきことの考えを述べんとす。

國民敬神の結習

外面より見れば、日本は崇仏國と化したる様なれども、さにあらざることは、今にも都鄙人民の結習を察すべし。例えば東京の貴賤は、某區に山王祭をなし、某區に神田祭をなし、某は天神、某は稻荷と、各々其氏神の祭をなし、是を毎年の大典となせり。其區は今の行政区に非ず、古農村にてありし時の村區に因るものなり。今は都會となりて田地なき故に、其祭の本旨を証するに足らず。田舎の村々皆氏神ありて祭礼をなすは、全國に通じたる風俗なり。其氏神の區域は今の村區と異なる所も多く、祭礼の習例も各土に少異あれど、皆新穀の登りたるを以て、濁酒を醸し、蒸飯を炊きて、神酒供饌となし、各其地の古俗によりて祭る、因て供日とも称す。濁酒蒸飯は古時の生活の状にて、祭礼は報本の意を表して神に福を禱るなり、是を衆民毎年天に事うる務となし、而して水旱風雨疾病等の節々に攘災の禱祭をなす。又其日々の勤むる所を見るべし。早旦に旅行すれば、野村も裏店も男女となく、朝起れば河流井水に浣嗽し畢て禱拜をなす、拍手の聲の聞えぬ里はなし。是神代よりの景象なり。細に其禱拜の状を觀れば、合掌するもあり、南無の聲ノ聞ゆるもあり、或は上下四方を拝し、或は出日の方に向う、立もあり、跪もありて、崇仏にも似たり。或は回教拜日の民かとも誤らる、其は禱拜を

教うるもの流々義々なりしによる。仏教の正式を教えられ、此に却て真率の誠を表せり。実は皆天に禱りて、福を求むる所にて、往古の祓禊祭天の遺俗なり、日本人の日本人たる真面目なり。されば国俗一般に清潔を喜びて、穢を嫌うこと甚だし、支那朝鮮の諸国とは大に習俗を異にす。泰西人も東洋潔癖の国と称せり、其潔癖は衛生より来りたるにはあらず、敬神より来りたれば、彼衛生の清潔とは異なる所あるを見る、逆も角も美風なり。支那朝鮮も厥始は祓除祭天の俗より発達したれど、早く時世の推遷につれて本を失い、因て国体も変化して、動搖不定の国域となりたれども、日本のみは建国の初に天神の裔を日嗣の君と仰ぎてより、固く古俗を失わずして、其下に国をなしたれば、今に天子は常日に高御座の礼拝を怠り給わず。新穀登れば神嘗・新嘗祭を行わせられ、毎年大祭日として、全国に之を祝い、御一代に一度の大嘗会を行わせらる、是神道の最重最古なる典なり。雲上の至尊より、野村裏店の愚民まで、毎日毎年天に事え本に報うの勤めは一規にして、勤めずして存し、令せずして行われ君臣上下一体となりて結合したるは国体の堅固なる所にて、思えば涙の出る程なり。衆人の口癖の如くに称する、万代一系の皇統を奉じ、万国に卓越したる国なりとは、かかる美俗の全国に感染し、靡らぬ故に非ずや、実に国史に於て緊要なる節々なりと謂べし。

東洋祭天の起り

万国の発達を概見するに、祭天は人類襁褓(こうぶ)の世に於て、単純なる思想より起りたる事なるべし。蓋人類の始めは、柳宗元の所謂草木榛々鹿豕狂々なる山野に群居をなし、天然の産物を仮りて

生活を遂れば、其恩恵の有難くして、寒暑風雨の変化の怖しさに、必ず彼蒼々たる天には此世を主宰する方のましまして、我々に禍福を降し給うならんと信じたる、觀念の中より神という者を想像し出して。崇拜をなし。攘災招福を禱り、年々無事に需用の物を收穫すれば、報本の祭をなすことを始たるなり。何国にても神というものを推究むれば天なり。天神なり。日本にてかみという語は、神・上・長・頭・髪に通用す。皆上に戴く者なり、其神を指定めて、日本にては天御中主あめのみなかぬしという。支那にては皇天上帝インドといひ、印度にて天堂インドといひ真如しんにょともいひ、欧米にてゴッド(God)という。皆同義なれども、祭天報本の風俗は各異なるのみ、此の如く神は上古人の想像より出たるものなれば、人智のやや発達して、風俗の彫雜ぼうざつなるに従ひ、其種類増多し、終には際限もなく、牛鬼蛇神虫豸たい(はそのそはう動物)まで敬拜するに至る国もあれど、是は次第に枝葉を追いたるにて、推究むれば、天神より地祇を出し、神祇より人鬼を出し、終に物怪ものけを信ずるに至りたるのみ。是も人智発達の初期に於て、多少一度は免れざる事なるべし。印度の人智は早く発達し、六仏出でて三生因果の説を始め、二千五百年前に釈迦出でて、其意を推闡すいせんして衆に説教したれば、信徒より天に代る世の救主と仰がれたり。釈迦とは能仁の義にて、徳充ち道備りて万物を濟度するの義と云、是宗教の起りなり。其後六百餘年を経て、羅馬に耶蘇出でて、亦天降の救主と仰がる。思うに麦西モセイも耶蘇キリストも、印度釈教の西に流伝して、別派の宗教をなしたるものなるべし。釈教の東に流伝したるも、耶蘇降生の前後よりの事なり。日本の神道は、元来其以前に早くあることにて、救主もなし、三生因果の教もなし、只祭天報本より起りて俗をなし、天神の子を国帝に奉じ、中臣忌部等の貴族之を佐け、太占迎神等の法を伝え、神慮を承けて事を裁制し、祭政一致の

治をなしたるは、是。国。体。の。定。ま。り。て。皇。統。の。因。て。起。る。根。源。な。り。其。時。ま。で。は。単。純。な。る。祭。天。に。て。地。祇。と。い。う。も。の。も。な。し。書。紀（日本書紀）推古帝の時に、「新羅任那二国王遣使奉表之曰。天上有神。地有天皇。除ケバ此二神。何亦有畏耶」とあるにて、我国体を知るべし、亦神道を知るべし。

釈迦も孔子も耶蘇キリストも祭天の俗より生れ出たれば、我国体に戻ることなし、神道にも戻るなし、爰こゝに東洋一般に行われたる上古祭天の俗を略述せん。東洋にて支那の人智は早く発達したり、易伝孔子の著に「庖犧氏仰觀三象于天。俯察三法于地。視三鳥獸之文与三地之宜。始画八卦」と。是彼邦哲理の発りにて、今を距るへだた少くも五千年前にあり。思うに其時日本も韓土すても已に人民は群居をなして、亦祭天の俗をなしたるならん。其後五六百年を経たる比は、彼は少昊氏の衰世となりて、祭天の俗紊乱したり。呂刑に「民興胥漸。泯々焚々。罔ナシ中ニ于信。以覆三詛盟盟約を守らぬを云。虐三威庶戮慘酷の刑を。方告三無辜三于上帝。上帝監ミル民。罔ラ有レ馨香。德刑發聞惟腥。皇帝哀三矜庶戮之不辜。報レ虐以レ威。乃命三重黎。絶ニ地。天。通ニ。罔レ有レ降格。云云」とあり、是を国語に楚觀射父は解釈して、原文長ければ、漢書郊祀志に引たるを挙「少昊氏之衰也。九黎亂レ德。民神雜糅、不レ可ニ方物。家為ニ巫史。烝享無レ度。瀆ニ齊盟。而神不レ錮嘉生、不レ降。禍災薦、臻顛、頊受レ之。乃命ニ南正重司レ天。以属レ天。命ニ火正黎司レ地、以属レ地、云云是謂レ絶ニ地ニ天ニ通ニ」といえり。是厥初は純粹に天を畏敬したる人民も、經驗に慣るるに従いて、漸神を慢おこた有様なり。是までは惟一の天神を崇拜したることを証せらる、然るにやがて重は天を郊し、黎は地を祀ると言做し、天神神祇を郊祀し、皇天后土とて、天を父とし地を母とすること始まり、三四百年を経て、虞書に「類ニ于上帝。禋ニ于六宗。望秩ニ于山川。徧ニ于群神」舜典と見ゆ。夫それす已に地を祀る、故に日月星辰風伯雨師も祭ること

ととなる。山川を祀る、故に丘陵墳衍も祀ることとなりて、多神崇拜の俗となりたり。されば又人鬼の崇拜も亦起れり、虞書に「歸格于芸祖」と。夏書に「用レ命賞于祖不レ用レ命戮于社」と誓とあり。祖とは帝宮の内に明堂を建て、国祖を天に配して祭る、故に祖と称す、実は祭天の堂なり。社は地祇なり、漢郊祀志に、「自共工氏覇九州。其子曰勾龍。能平水土。死為社祠。有烈山氏王天下。其子曰柱能殖百穀。死為稷祠。故郊祀社稷所從來矣。云云。湯伐桀。欲遷夏社。不可。作夏社書。名乃遷烈山子柱。而以周棄代為稷祀」とあり、されば後人に社稷は人鬼を祭るかの疑問起りしに、孝経援神契に「社者土地之主也。稷者五穀之長也」と見え、後漢の大儒鄭玄因て「古者官有大功。則配食其神。故勾龍配食於社。棄配於稷」と説きて、略一定の説となりたり。されば祖は祭天の堂にて、社は土地の主なれども、後頓て習例変りて、宗廟社稷といい、鬼神という語も起り、宗廟には国帝の祖先を祭り、禘禘とて重き祭典あり、是は人鬼なり。社稷には春秋両度の祭をなし、郡県にも社稷を置く、村々にも春秋の社祭をなす、猶我供日の如し。社日は即其日なり、唐詩に桑柘影斜秋社散。家々扶得醉人帰とあるにて、其風俗を想像すべし。されど彼は地祇なり。我農村の供日は天神なれば其主とする神異なり。此く日本支那の俗は相似たれども、実は相異なれば、神祇の事は殊に根元を澄し、紛れぬ様に考えんを要す。

新嘗祭神嘗祭大嘗祭

日本の上古は、彼禹貢の冀州に島夷皮服と、楊州に島夷卉服と見ゆ。冀州の島夷は韓人の皮を以て交

通したるにて、楊州の島夷は倭人の麻殼かしの木棉ゆふを以て交通したるなり。此く四千年前より三土互に交通したれば、風俗も亦互に輸入したらん。然れども倭韓は尚神祇を分つことはなく、純に天を祭れり。又一千年を経て、周初に至りては、黒龍江の山野に於て、最獷犂文盲と称したる肅慎しゅくしんさえも、石罫楛矢を以て交通したる程なれば、倭韓の發達は、彼少昊氏衰世の如きを經過する時代ならん。天皇統の世数を人世の通率にて推算すれば、天祖の降跡は二千四五百年前と思わる、周の中葉なり。此時已に天兒屋命あまつこやねの裔しやく神産靈かみたま太玉命ふとたまの裔しやく高産靈たかたまの二氏なかとみ、中臣部なかつみ・忌部いむべを分掌し、中臣は太占ふとまに・祓除の法を伝えて神に事つかえ、忌部は齋物を調べて民を率うるは、彼重黎の天地を分掌したると能相似たり。其祭天の大典は新嘗祭なり。新嘗祭は天照大神を祭るに非ず、天を祭る古典なることは、紀日本書紀の神代卷に、素戔鳴尊すさのおのみことの〔見三天照大神新嘗時一則陰放三尿於新宮。又見下天照大神方織三神衣三居中齋服殿上。則剥三天斑駒一穿三殿葦二而投納三云云〕と見ゆ。是大神窟戸籠りの原因にて、天照大神の親ら新嘗祭新衣祭を行わせられたるにて明証となすべし。又触穢不浄を忌むの風俗も、みな此時代以前より早くあることなり。且新嘗祭は支那にもあり、爾雅じが天てんに、「春祭曰祠。夏祭曰祠。秋祭曰嘗。冬祭曰蒸。」王制も略同じ、周礼は異なり、取らず。董仲舒は〔祠者以三正月一始食レ韭也。禘者以三四月一食レ麦也。嘗者以三七月一嘗黍稷二也。蒸者以三十一月一進三初稻二也〕と説き、郭璞は嘗を嘗三新穀二也と、蒸を進三品物二也と注す。然れば嘗蒸は同じく新穀を進むる祭にて、我神嘗新嘗兩祭に似たり。但し我九月に神嘗、十一月に新嘗と分つは、何代比くらより例なるや。天武紀の五年九月に、「神宮秦曰為三新嘗一ト国郡二」と、十月に〔発三幣帛於相新嘗諸神祇二〕とあるは、神嘗例幣のことにて、「十一月乙丑。以三新嘗事二不レ告朔」とある、是を史に見えたる始め

とす。新嘗祭は、東洋の古俗にて、韓土も皆然り。後漢書魏志も同じ。に、高句麗は「以十月祭天。国中大
 会。名曰東盟」とあり。東盟は東明にて、豊明節会のことならん。歳も「常用十月祭天。飲酒
 歌舞。名之為舞王」とあり、馬韓は「常以五月田竟魏志は下種 詔に作る。祭鬼神。昼夜群聚歌舞。輒数十人
 相隨。踏地為節。十月農功畢亦如之」とあれば、夏冬兩度の大祭をなし、皆節会を行ふなり。夫餘
 は「以臘月祭天。大会連日。飲食歌舞。名曰迎鼓」とありて、此国のみ十二月なれど、其趣は同
 じ。我國の嘗祭も固り兩度行わるるに非ず。式に九月の神嘗は伊勢神宮の條に記し、十月の新嘗は四
 時祭の條に記す。神祇令の義解に、「神嘗祭謂神衣祭日便即祭之」とありて、伊勢神宮に於て举行せ
 らる。因て天皇神祇官に行幸ありて、奉幣使を發せらるるまでなり。前の天武記の文を見よ。江家次第に、「天皇宣
 常毛奉留長月乃新嘗乃御幣會。汝中臣能申天奉礼。中臣微音称唯退」とあり、是を例幣と称す。十
 一月の新嘗こそ、令に下卯大嘗祭とありて、天皇神祇官正式は中和院。に於て親祭ある。職員命義解に「謂
 嘗新穀以祭神祇也。朝者諸神之相嘗祭。夕者供新穀於至尊也」とあり、祭畢て、豊明節会を行
 わる。格の宇多天皇の詔に寛平五年三月「二月祈年。六月十二月月次。十一月新嘗等国家之大事也。欲下歳災
 不起。時令順度。預此祭神。京畿九国大小通計五百五十八社」とある等にて、其大要を知るべ
 し。古は新嘗祭を大嘗ともいいたれど、令に「凡天皇即位。惣祭天神地祇。」又「凡大嘗者。每世一
 年。国司行事」とある。天子一代一度の大祭に混全するを以て、毎年の嘗を新嘗ということになりぬ。
 大嘗会は神祇官に悠紀主基兩神殿を新造せられ、天子天之羽衣をめして親祭ある。其は二條良基公の
 文和大嘗会記あり、仮名文にて解し易ければ、就て其概略を見るべし。今上は明治四年十一月に举行

せられたり、是は世に記憶したる人も多かるべし。余は岩倉全權大使に随い米国へ航する船中に在りしに、其日は米国公使「デロンク」氏天皇陛下一代一度の大祭日とて、祝辞を演じ、祝杯を挙たり。此の如く新嘗・即大嘗祭は太神宮も親祭し、給える古典にて、皇統と共に継続し、神道に於て最重の祭なること、臣民はみな知らざるべからず。

太神宮も天を祭る

伊勢太神宮には、三神器の鏡劔を後に劔は尾張いづき熱田大神宮あまね斎奉ることは、普く世の知る所なるべし。此鏡は、古事記に太神宮の詔を記して、「專為三我御魂二而如レ拜三吾前二伊都岐奉一」とあれば、大神を祠らうとも無理ならねど、是も実は天を祭るなり。我御魂の字に注意すべし。此に適例あり。大三輪社は、書紀一書に「大己貴神曰唯然。廻知汝是吾之幸魂奇魂。今欲何処住耶。对曰。吾欲住於日本国之三諸山やま。故即宮三宮彼処二。使就而居。此大三輪之神也」と見えて、大己貴神の自ら幸魂奇魂を祠たる所なり。魂とは天の靈顯をいう、さなくては己が己の魂を崇拜するの理あらんや。大神の我御魂と詔給へるも正にこれに同じ。又垂仁紀に「故随三大神教二。立其祠於伊勢国。因興三齋宮於五十鈴川上二。是謂三磯宮二。乃天照大神始自レ天降之処也」とあるを熟看すべし。始自レ天降之処とは、天孫瓊々杵尊西降の時、猿田彦大神の「吾則応レ到三伊勢之狭長田五十鈴川二」紀一書一といいたるに考合すれば、其時あまてらすおおかみ天照大神は高天原大倭より伊勢に遷都ありて、東国を経営し給えらると思わる。磯宮は其宮址なり。大神の在す時も必ず新嘗殿齋服殿を造りて天を祭り、其大殿にて政事を裁せらるること、崇神以前世の式の如くに

てあるべし。外宮は其離宮なり。古事記伝(本居宣長著)に、外宮は師の祝詞考に、万葉集なる登都美夜の例を引て、其は常の大宮の外に建置れて行幸ある宮を云なれば、即天皇の宮にして、別に主あることなし。然れば此伊勢の外宮も、五十鈴宮の外宮にして、天照大御神の宮なりと云たるは、昔より比なき考にして、信に然ることなり。然れば元来有し天照大御神の外宮に、豊受大神をば鎮祭たるなりとあるは、本居氏諸説の中に、最価値ある金言なり。故に外宮は豊受姫を祠るに非ず、磯宮の外宮なり。又磯宮は天照大神を祠るに非ず、其大宮の跡に神鏡を齋奉りたるなり。大三輪社は今に宝殿を造らず、只拝殿のみなりと。是は三諸山を幸魂奇魂の鎮まる所として崇拜し、別に神体を齋かざればなるべし。伊勢三輪両神宮の起りは此の如し、皆天を祭るなり。然れども伊勢は天照大神の御魂にて、三輪は大國魂の御魂といえ、直に其人を祭るが如く聞ゆ、因て早き時代より伊勢を天神、三輪を地祇と別つこととなり、又之を推究むれば人鬼崇拜の堂の如くにも聞ゆ、因て後世に伊勢を大廟などと誤称するものもあり、其は次に弁明すべし。天照大神の徳を日に比べて天照と申し、大日雲貴と申奉る、五瀬命は我日神子孫而向日征虜。此逆三天道一也と云給えり。聖武帝の東大寺に大仏を鑄造し給えるは、毘盧遮那仏は即大日如来なれば、大神を其権化と信じ給える故なり。天に在て最も人に功用の顯著なるは日輪に過るものなし、因て大神の徳を賛称したるにて、大神は日輪のことには非ず、又日を天と思いたるにも非ず。大神は天の代表者と信じ、日に比べたるなり。太神宮は其詔に我前に拝むが如くせよとの旨に従いて、某御魂を拝む所なり。漢土の宗廟に国祖を天に配享するとは異なり。

賢所及び三種神器

賢所には伊勢神体宝鏡の写しを齋まつる、又内侍所というも是なり。往古は三神器を大殿に奉じ、天皇は同牀にましまして政事をなし給いしに、崇神帝の時に、鏡劍の写しを造り、真器をば大和の笠縫邑に祠りたるを、伊勢神宮の起りとす。其時より写しの鏡劍を大殿におかれたり、是賢所の起りなり。古語拾遺神武帝の條に「從^二皇天^一二祖之詔^一。建^二樹神籬^一。所謂高皇產靈・神皇產靈云云」とあるは別なり。其は八神殿と稱し、後に神祇官に建られ、南北朝の比までも存せり。世にはかかる故事なども知らぬ人ありて、近年春秋二季に皇靈祭を行わるるにより、賢所は歴代の皇靈を祭る所にて、俗の位牌所の様なものと誤りて拝する人もあるよし、因て此に略弁しおくなり。皇宮中に祭天の祠堂を建るは、高麗の古代にも相似たることあり。魏志に「高句麗好治^三宮室^三。於^三所^レ居^之左右^一。立^二大屋^一祭^二鬼神^一」と見ゆ。前にいう如く、唐虞の文祖は後世に宗廟と變じ、人鬼崇拜の靈屋となりたり。高麗も革命數回のすえ、古式は廢れ、只我邦のみ一系の皇統を奉じて、古式を繼續するは、誠に目出たき國と謂べし。天照大神の鏡劍玉を天孫瓊々杵尊とに授け給いてより、三種神器と稱し、天皇の御璽となして伝受せらる。其鏡は八咫鏡、玉は八尺勾璫の御統にて、並に天石窟の前に、賢木に掛けて飾りたる物なり。劍は素戔鳴尊の出雲簸川上に於て、八岐大蛇を征服して献じたる天叢雲劍にて、後に草薙劍と稱す。尾張熱田神宮なるは、世に隠れなけれども、此三器はもと何用になる物なるや、是まで説く者なし。按ずるに是は祭天の神座を飾る物なるべし。書紀景行帝の條に、豊國今の豊前の神夏磯城は、「拔^二磯津山賢木^一」

以上枝^二挂^二八握劍^一。中枝挂^二八尺瓊^一。下枝挂^二八尺瓊^一。亦素幡樹^二于船舳^一參向^二と見え、仲哀帝の條
 に、筑紫岡^ノ県主の迎えたる船には、「上枝挂^二白銅鏡^一。中枝挂^二十握劍^一。下枝挂^二八尺瓊^一」とあり。伊都^イ
あがためし 県主も〔拔^二取百枝賢木^一。立^二于船之舳^一舳^二上枝挂^二八尺瓊^一。中枝挂^二白銅鏡^一。下枝挂^二十握劍^一參迎^二。略^中天
 皇如^二八尺瓊之勾^一。以^二曲妙^一御^レ字。如^二白銅鏡^一。以^二分明看^一行山川海。乃提^二是十握劍^一平^二天下^一矣〕と
 あり。神皇正統記に、三神器を智仁勇に喩えたるは此言に本づく。故に^二三器は天神の靈徳に象りたる
 ものにて、普通には鏡を神体に用う。日本武尊^{やまとたけるのみこと}の日高見国へ打入りの船には、「大鏡懸^二於王船^一」と鏡
 のみなり。今も神殿に鏡を安んずるは此縁なり。又玉をも神体となす。筑前風土記に〔宗像大神自^レ
 天降。居^二琦門山^一之時。以^二青蕤玉^一置^二奥津宮之表^一。以^二八尺紫蕤玉^一置^二中宮之表^一。以^二八咫鏡^一置^二邊
 宮之表^一。以^二此三表^一成^二神体之形^一。納^二置三宮^一〕とあるにて知べし。宗像三社は、三女命の玉劍を納れて、天
 劍は戦時の式にて、所謂^{いわゆ}る荒魂^{あらかたま}を表す。故に天石窟前の賢木は劍を挂^かけず、後世も劍を神体に用うるこ
 とは普通には之なし。彼是を考え合すれば^二三器を以て神座を飾るは、天安河の会議に創まりたるに非
 ず、遙の以前より祭天の古俗なるべし。韓土にも似たる風俗あり。魏志に〔馬韓信^二鬼神^一。国邑各立^二
 一人。主^レ祭^二天神^一。名^二之天君^一。又諸国各有^二別邑^一。名^レ之為^二蘇塗^一。立^二大木^一懸^二鈴鼓^一。事^二鬼神^一。諸亡
 逃至^二其中^一。皆不^レ還^レ之。其立^二蘇塗^一之義。有^レ似^二浮屠^一〕とあり。我は鏡玉を懸け、彼は鈴鼓を懸く。
 其物は異なれども、大方は同じ。国邑に天神の社あり、皆これを以て神座とし、社の境内地を定め、其
 境内にては人を殺し人を捕うるを得ぬ法なり。我邦社寺の境内は、幕府の時までも守護入部を禁ず、是
 も其起りの古きことを知べし。

神道に地祇なし

神道に地祇なしとは頗る世聴を驚かすならん。然れども余は神道に地祇なしと信ずるなり。支那の地祇という字は、后土を祀り、社稷を祀り、山川を祭ることなどを云。我古代にはかかる例なし。但し諾いざなみ冉いざなみ二尊大八洲国及山川草木を生とは、書紀の正文に記して、山神は大山津見神、海神は大綿津見神、童命、土神は埴安、野神は野稚、木神は久々能智などと、紀の一書及古事記に載たり。是は山・川・野等を主るものにして、大山津見の子孫は吾田国今の薩君なり。海神は、記古事に「阿曇連等者其綿津見神之子。宇都志日金拆命之子孫也」と見えたり。又姓氏録新撰姓にも見ゆ、伊豆・伊予の三島社、及隱岐に大山祇神を祠るは、吾田君の兼領地にて、筑前志賀島の海神社は、海神国なるべく、対馬・壱岐・隱岐・但馬・播磨等の海神社は、其兼領地なるべきことは、已に第十四号十五号史学会に弁じたり、夫れ天照大神、月読命は日月を祭るに非ず、津守氏の住江津に祠る住吉社は津神を祭るに非ず、山神社海神社も亦然るなり。又後世の地神祭、或は北辰祭北極星を祭る祭りは、皆陰陽道に出ず。是を以て日本に日月星辰を祭り、山海河津を祀ると思うものは、全く歴史を解せざる者の妄説にて、弁ずるに足らず。爰に弁ぜざるを得ざることは、神武帝以来の歴史に、明かに天神地祇を記し、後に神祇官を置き、神祇令を制し、続紀本紀の元明帝聖武帝の宣命文にも、天坐神地坐祇とあり、地祇とは如何なる神をいうにやと考うれば、神祇令を見るに、「凡天神地祇者。神祇官皆依ニ常典祭レ之」とありて、義解に「謂。天神者。伊勢・山城鴨・住吉・出雲国造齋神等類是也。地祇者。大神・大倭葛木

鴨・出雲大汝神等類是也」といへり。出雲国造齋神とは出雲の熊野社にて、出雲大汝神とは杵築の大社なり。熊野社は素戔嗚尊を祭る、因て天神とし、大社は大汝命を祀る。因て地祇としたるにや。其別甚明白ならねども、支那の皇天后土とは異なること明かなり。大神はおほみわと訓ず。大三輪社の事は前條に挙たるが如く、大汝命の幸魂奇魂を祠りたる社なれば、亦天神とこそいうべけれ。大倭葛木鴨は、紀に書一「大己貴神之子。即甘茂君」とありて、記に「大国主神娶下坐胸形奥津宮」神多紀理毘売命上生子阿遲鉦高日子根神。云云。今謂「迦毛大神」者也」とあり、姓氏録に、「大国主神之後・大田田禰古命之孫。大賀茂都美命奉齋賀茂坤社」とあれば、景行成務の朝に建たる社にて、大三輪社と同体の神社と思わるれば、地祇は只大国主命のみを云が如し。姓氏録の神別に、天神天孫地祇を分ちて、地祇には大国主・胸形三神・海神・天神穗分・椎根津彦・井光・石押別等の後を彙集したり。海神は住吉神と共に諾尊祓除の時に現生し、筑前那珂郡並に其社あり。宗像社は天照大神の御女なるに、住吉と素戔嗚とは天神に列し、海神と宗形とは地祇に列す。何とも其理の聞えぬことなり。

地祇の起りを繹めるに、紀に神武帝宇陀より磯城磐餘へ打入の前、「天神訓之曰。宜下取天香山社中土。以造天平瓮八十枚。并造三巖瓮。而敬祭天神地祇」とあるを始見とす。其時弟猾の奏には、「今当下取天香山壇。以造天平瓮。而祭天社国社之神」に作れば、天神地祇は天社国社と互文にて同じきを知る。時に椎根津彦・井光・石押別皆軍に従いたれば、所謂地祇は只大三輪社あるのみ。皇師に抗したる登美彦即長大三轮の一族なれば、此地祇は大三輪社をさすには非ざるべし。且大己貴命の大三轮社を建たるは、瓊々杵尊の西降し天照大神伊勢降臨の後なるべし。然れば日向の宮に於て大国

魂神を地祇として祀らるる故もなし。崇神紀に「先^{あまてらすおのみかみ}是天照大神・倭大國魂二神。並祭^{あまてらすおのみかみ}於天皇大殿之内」とは、必ず神武帝の大倭を平定して、大三輪君より五十鈴姫を皇后に納給^{おさめたま}う後のことなるべく、其以前の国社は^{おこなむちのかみ}大己貴神に非^{あら}ざることを明々白々なり。天社、国社とは、天朝より齋^{あは}かれたる社を天社とし、国々にて齋^{あは}きたるを国社とするなるべし。今の官幣社国幣社の如^{ごと}し。祭神に因て別つに非^{あら}ず。故に筑紫の宗像社は国社にて、出雲熊野社を天社とし、墨江の住吉社は天社にて、筑紫の海神社を国社とするも妨げなし。みな天に在^{いま}す神を祭るなり、地に顯^{あわ}れたる神に非^{あら}ず、又人鬼を崇拜する社にも非^{あら}ず。此義は早き時代より誤りたるにや、天社国社を神祇と訳したり。古事記は漢訳の誤なしと称すれども、紀は「崇神帝七年定^す天社、国社。及神地神戸」とあるを、記は「定^す奉天神地祇之社」と書たり。今も其時代に定められたれば、已^{すで}に神祇の別を誤れり。まして姓氏録は猶^{なほ}百年も後の書なれば、前に論^{ごん}ずる如く混雜なる分別をなすに至れり。令^{りよう}義解に山城の鴨を天神とし、大倭葛木鴨を神祇としたるも甚^{はなはだ}疑^ごし。山城の鴨は別雷神社^{一に}若雷と称する故に天神としたるならん。然^{しか}れども其創建に遯^{ひそ}れば、大倭の京にてありし時は、山背は吉野と同じく、青垣山の外の平野にて、此に天社を建られたること是不審なり。思うに大倭の大三輪社の如き、山城の国社なるべし。平安奠^{てん}都の後は、其国の産^う土神なれば、別段に尊敬せられしことと覚^{おぼ}ゆ。凡^{おほ}諸神社祭神の説は神道晦^{くら}みたる後の附会なれば、紛々として影を捉^とうが如^{ごと}し。姓氏録に素戔^{すさ}鳴^おは天神、天穗日は天孫、宗像三女は地祇とするが如^{ごと}く、不倫甚^{はなは}だし。此くいう故に神祇は人鬼を崇拜するものの如^{ごと}くなりて、益^{ます}神道の本旨を失いたり、

神道に人鬼を崇拝せず

神道に人鬼を崇拝することは、古書に絶えてなきことなり。伊勢太神宮は固より大廟に非ず。忍穂耳尊の豊前香春にあるは後に弁ずべし。次て瓊々杵尊の日向可愛山陵、彦火火出見尊の日向高屋山陵、鷓鴣草葺不合尊の日向吾平山陵は、並に延喜式に無陵戸とありて、又〔神代三陵。於山城国葛野郡田邑陵南原一祭之。其兆域東西一町。南北一町〕とあり。是は何代に築かれしにや、日向の遠隔なるを以て、陵代を作りて祭られし故に、日向三陵は守戸もなく、終に其処も知れぬ様に移果たり。可愛山陵は薩摩頼

娃郡に、高屋山陵は同国阿多郡加世田郷鷹屋に在べきなり。且田邑陵は神社には非ず、墓祭りをなす所なり、是が神道の風なるべし。故に神武帝の畝傍山陵も神社を建てず、綏靖帝以後歴代の天子を神社に祠りたることなし。八幡大菩薩を神功皇后応神天皇というは、仏説の入たる後の事なり。是は別に説あり。続日本後紀、承和七年五月藤原吉野の議に、「山陵猶三宗廟也。縦無三宗廟者。臣子何処仰」といえり。此の如く天子に神社を建、例なきに、臣下には神社を建て、朝廷より祭らるることは、断々あるべきに非ず。あるは後世の神社に祭神を附会したるより誤られ、終に神社は人鬼を崇拝する祠堂の如く思いたるのみ。近比に至り、撰津住吉社を埃及波斯の塚穴堂に類すという説あり、其は古史を知らぬ人の誤りなり。たとえ古代塚穴に社殿を建る俗あるとも、住吉の三神は筑紫博多を本社とす。神功皇后征韓の還りに、務古水門今の神戸付近に建られ、仁徳帝の比、墨江には創建せり。雑志第十四号に詳なり。三神社を並べ祠たるが墓堂に似たるも、此地に表中底筒男の墓あるべきに非ず。余往年信濃上諏訪社に詣り、宝殿の様を見るに、甚墓堂に似た

り。されども、諏訪は健御名命の領国にて、上諏訪社にて湖東を治め、下諏訪社にて湖西を治めたる跡なるべし。其社を神名帳に南方富神社とあり富は刀売なり。健御名命の其女をして天神を齋かせしめしに因て称するなり。建築の様を望みて墓穴の堂と思うは僻見なり。後に奥津棄戸の風俗を述べると併せ考うべし。

神道に宗廟なし。太神宮を大廟と称するは甚しき誤謬なれども、世にかりそめに此く唱える人もあり。韓土にも之に似たることあり。東国通鑑に、「百濟始祖十七年 漢元寿元年という 西曆紀元前二年。立三國母廟」とあるを熟考するに、我太神宮の如き宮と思わるれども、高麗の末となりて、此く誤解したるならん。我諸神社にも是に似たる誤解は甚多し。大國魂社大神社等は、大己貴其人を祭るに非ず、大己貴命 國を造り、其地に建たる社殿にて、すべて天社 國社も同例なり。故に國造を國の宮つこと云。此は歴史の考究に甚肝要なることにて、古代國県の分割、造別受領の蹟を徴すべし。例えば豊前國香春神社は、神名帳に、田川郡に辛國息長大姫大目命神社、忍骨神社、豊比咩命神社とある三座にて、辛國は韓國なり。息長大姫大目命は以前の領主にて、忍穂耳尊新羅より渡り、此を行在として西國を征定せられ、後に豊姫の受領せし地と思わる。氏雜志第十一号星野氏の論説を参考の論説を参考。社殿は其政事堂なり、土佐香美郡に天忍穂別神社あり。別は造別の別なり。紀の景行帝の卷に、「當今之時。謂諸國之別者。即其別王之苗裔焉」とあるにて知るべし。此も忍穂耳尊豊前より上洛の途次に、しばし駐蹕ありし地なるべし。凡神社は古時國県の政事堂なり。神名帳大和に添御県坐神社、葛木御県坤社、志貴御県坐神社、高市御県神社等あり。猶後世の郡家の如し。美濃に又比奈守神厚見郡あり。比奈守は、紀の景行帝の卷に、「巡狩筑紫國。始到夷守。略二兄夷守・弟夷守二人一令レ觀。乃弟夷守還來而諮之。曰諸県君泉媛」日向諸縣郡とある夷守に同

じ。魏志に「到二對馬国一。其大官曰二卑狗一。副曰二卑奴母離一。云云。至二一支国一。岐官亦曰二卑狗一。副曰二卑奴母離一」とあり。卑狗は彦なり、卑奴母離は比奈守なれば、彦は後の莊司地頭の如く、比奈守は莊下司地頭代の如し。是某彦某姫社若くは夷守社等は、領主の建たる祭政一致の政事堂にて、某県社某県坐神社と其義一なり。又倭文・物部・服部・兵主・楯縫・玉造・鏡作等の神社は、各伴部の地に建たる社にて、久米郡麻績郡忌部村などと謂が如く、後世の莊衛に同じ。前にもいうが如く、宗像社は筑前風土記に拠るに天照大神の三女、筑紫に身形部を領し、鏡玉を表として韓土往返の津に建たる三社なり。大和石上坐布留御魂神社は、垂仁帝の時に建られたる武庫にて、中に節靈宝剑をも納められたるを以て、往古より祠られたる社なり。常陸風土記に、鹿島郡の鉄鉞を鹿島社頭として採掘を停めたるも、同じ政略なるを知るべし。總て上古の神社は皆此の如き原由にて建たるなり。神魂高魂社を始め、皆神代に国土を開きたる人の創建したる社なりと見れば、神名帳諸社の起りは水積すべし。盡く祭天の堂に外ならず。然るを其社号に泥みて祭神の名と誤るより、天神地祇の混雜を生じ、人鬼を祭る靈廟にまぎれ、神道の主旨乱れて、遂に謀叛人の藤原広嗣を松浦社に祭り、大臣の菅原道真を天満宮と崇めて、天子も膝を屈め給う。歴代の天子は一も神社に祭ることなきに、却て補佐大臣より一郡一邑の長までも神に化するは、冠履倒裝の甚しきなり。末世の拘忌より、狐を祠りて稻荷とし、蛇を祠りて市杵島姫とし、鼠を崇めて大己貴神と謂うが如きは、凡下流俗の迷いにて、論ずるに足らざれども、其弊端を啓きたるは、天神より強て地祇を別ちて、遂に人鬼を混淆し、此く乱れたるなり。

仏法の入らぬ以前、陵墓に厚葬の風はあれども、人鬼を崇拜することなく、宗廟の祭もなく、惟大神を祭るを神道とす、是日本固有の風俗なり。

神は不浄を惡む

神に事つかえるには清浄を先として、穢惡を忌嫌いみうは、神道の主旨なり。紀一書に、諾尊の冉尊ひんれん殞ひんの所より還り、「吾前ニ到ニ於ニ不須ニ也ニ凶目汚穢之処。故当三滌ニ去ニ吾身之濁穢。則往三至三筑紫日向小戸橘之を木原一。而被除焉。遂將レ滌ニ身之所レ汚云云」とありて、海神住吉神は現生し、又あまてらすおのみこと天照大神月読尊すさのおのみこと素戔鳴尊すさのおのみことの三貴子生れ給えり。記も同すさのおのみこと素戔鳴尊の大神新嘗に当り、祭殿に放尿し、馬を逆剥して齋服殿に投納なげいれたるは、神道破滅、尚武鎮圧の主義と思わる。因て大神位を遜のがれて窟戸に入給うたまに至れり、神道に触穢を忌むことの至嚴なる此の如し。魏志東夷伝の倭国に、「始死。停喪十餘日。當時不食肉。喪主哭泣。他人就歌舞誄のことなるべし。飲酒。已葬。挙家詣テ水中一二澡浴。以如二練沐一とあれば、只中国のみならず、西国まで一般の風俗皆然り。此風に原もとづきて、清浄を以て神に仕える式は定まり、所謂いわゆる天清浄、地清浄、内外清浄、六根清浄は、敬神の主要たり。神祇令に、散齋の内より「不レ得下申レ喪問レ病食ト肉亦不レ判ニ刑殺一。不三決ニ罰罪人一。不レ作ニ音楽一。不レ預ニ穢惡之事一」とあり、義解ぎげに「謂。穢惡者、不浄之物。鬼神所レ惡也」と解せり。因て三代格に、齋月齋日に弔喪問病判署刑殺文書決罰食五預穢惡六を六條の禁忌と云。邦人の肉食を嫌うも、かかる習慣より来ることなるべし。後漢書東夷伝倭〇魏にも、「行来度ル海。令下一人。不二櫛沐一。不レ食レ肉。不レ近二婦人一。名曰二持衰一」と見え、格にも、神社の境内

附近にて、屠割狩獵牧牛馬を禁忌する等を考合すべし。足利時代まで忌のことをすべて触穢と云、死喪大祭戰爭等には朝を輟め、音秦雜訴評定を停め、行刑を停むるを法とす。徳川時代にも、喪には鳴物を停む、俗に御停止と云是なり。又産穢血荒唐合等ありて、出仕を忌避るは、皆神道の遺風なり。諸穢中に於て尤も忌嫌うは死穢なり。古代に人死すれば、其屋を不浄に穢れたりとて棄たり。紀の一書、素戔鳴尊の新羅より杉檜樟椈等の種を日本に植しむる條に、「被可_三以_三爲_三顯見蒼生・奥津棄戸_二將_レ臥之具_二」とあり。奥津の津は助詞なり、奥とは死人の臥したる奥の間にして、棄戸とは椈を以て棺を製し、死人を斂し、其処に遺骸を置いて棄去りたるなり。陵墓は家の貧富に應じて厚葬の風なれども、殯斂葬埋には專業人ありて執行たることならん。後世に穢多の起りもかかる風俗より生じたることなるべし。又歴代天皇の必ず宮殿を遷さるるも、奥津棄戸に原由したることなるべし。格の弘仁五年六月太政官符に、「檢_三天平十年_二西曆七百三十八年五月廿八日格_一。国司任_レ意。改_三造館舍_二。儻有_二一人病死_一。諱惡、不肯_二居住_一」と見ゆれば、其時代までも此風俗は存したり。韓土も同じ風俗なり。紀の皇極天皇元年五月の條に、「凡百濟新羅風俗。有_二死亡者_一。雖_二父母兄弟夫婦姊妹_一。永不_二自看_一。以_レ此觀_レ無慈之甚。豈別_二禽獸_一」と見ゆ。其比日本は死を忌嫌い親戚皆棄去る風は熄たれども、親しく神社に近づきて事える家は、猶此風は嚴重に行われたり。其証は北島氏文書の貞治四年南朝正平二十年、西曆千三百六十五年十月、出雲国造貞孝北島の祖目安に、「自_三囊祖宮向宿禰人体始_二。至_三資孝_一四十代。皆止_二亡父喪礼之儀_一。打_二越于神魂社_一。隔十餘里令_三相_二統神火神水_一之時。国衙案主・税所・神子神人等令_二參集_一。奏_二舞樂_一遂_二次第之神役_一。令_二一人_一相_中伝神職_上也。而彼孝宗者。五体不具。親父孝宗死去之時。荷_二入棺_一拾_二遺骨_一。為_二触穢不

淨^一之間。不^レ可^レ奉^三近^二付于神、^一之條。無^三其隱^二云云^一とあれば、国造大宮司祭主神主などの家は、親
 の葬礼をも打止め、国司立会にて、祓除し、神火神水相続の式礼を挙行したる有様は、彼百濟新羅に異
 ならざるを知る。神事に濁穢を忌嫌^{いみきら}うにつきて、祓除の法も生じ、就^つては古來種々の歴史も多く生じて、
 弊害も亦多かりし、此に其一を挙げん。貞治より少し降り、康暦元年南朝天授五年。西曆一三七九年。は、伊勢外宮の改
 造久しく期を過ぎたる末にて、十二月廿六日よいよ遷宮式を挙行せんとするに、禁裏の御衰日なり
 と、前関白准后二條良基の沙汰にて、又延引したる時、迎陽記に父の參議東坊城長綱の物語を記して
 曰、〔^前略不^レ憚^二御身之慎^一。被^レ遂^二尊神之礼^一者。更不^レ可^レ有^二其咎^一。還可^レ有^二冥感^一。前賢所為有^二如^レ此
 事^一。中院禪閣正和興福寺供養。已欲^レ出^レ車之処。或者投^二入生頭於車中^一、見^二告之^一。事可^レ被^レ行哉。可^レ
 被^二延引^一之由。申之輩有^レ之。大義不^レ可^レ憚^レ少。興福寺供養。依^二此事^一延引。天下之口遊不^レ可^レ遁歟。
 所^二寄清祓^一可^レ遂^二供養^一之由被^レ申。于^レ今為^二美談^一者也云云^一とあるにて、神事に穢を忌避け、少しの
 出来事にて、大儀を延引することなど、数々ありたるを知るべし。神事にあずかるときは、常人さえ
 此の如^し。まして神に仕えるを常職とする人は、死穢を忌嫌^{いみきら}うこと甚^{はなはだ}嚴なるべきに、時世移りて、今
 は神職の葬儀を主^{つかさど}ることとまでなりたるは、神道の本義に於て甚^{はなはだ}如何なることなり。○前号論説に載
 す、今改む。

祓除は古の政刑

神道は穢惡を惡^{にく}む至て嚴なる故に、祓除を行い、身を清淨にして神に事^{つか}えるを大主旨とせり。上古神
 宮、皇居を別たざりし、時代に於て、朝廷の有様は、後の伊勢神宮の如きものなりと想像すべし。国造

伴造とものみやつこの分轄する国県の府治も、盡く其式に倣い、因て諸国に天社国社は設けたり。其天社国社に於て取扱う事は、年々新嘗祭にいなめさい即後の氏神祭礼じんさいれいをなして報本の意を表し、祓除を行いて攘災招福をなすに外ならず。故に臣民みな毎年農桑諸業より収めたる、粟米布帛等を撰みて神に奉納す、之をみつぎと云。後世に御初穂という是なり。災害若しくは罪過に因て、祓除の料を納むるをあがものと云、猶後の贖罪金の如し。朝廷、国県の経済皆是にて立ち、刑罰も是に依りたり、是を祭政一致の治とするなり、祓除の起りは甚古し、諾いざなまきいざなみ冉しん二尊も筑紫橘小戸の祓除あり、魏志に「詣水中心すゐちゆう澡浴」と記す。並に前まへに出い。蓋し神道と共に遼古ぼくこ（遠い昔）より来りたることなるべし。其法は中臣家に伝わる書紀一書天岩窟の條に、「天兒屋命、則以三神祝い祝い之」と、又「掌しやう其解除之太諄辞のりこ」とあり。今の中臣祓は其諄辞にて、原文は簡古なりしを、文武帝の朝に、柿本人麻呂修潤したる文なりと云。衆人の前にて、再三反復し誦する詞に、甚古拙なる所あれば、人の誠敬を損ざる故なるべし。神の供物は齋部家にて掌る、古語拾遺に、「命みこと太玉命たぎよのみこと率しやう諸部神しよぶのかみ造つくり和幣わへい」と、又「宜よろこ太玉命たぎよのみこと率しやう諸部大幣しよぶのおほい」と、又「宮内立みやうちたて蔵くら。令しむ下齋部氏しもしやうぶのうぢ永任とこしほ其職そのしやく」とある等にて見るべし。神宮皇居の別れたる後は、調貢の法も改まりて、此蔵は齋蔵・内蔵・大蔵の三蔵に分れ大宝令に大蔵省あり、内蔵寮あり、又齋蔵は神祇官にありて、祓除の贖物を納めたるなるべし。

祓除の主旨は、支体を清め、心を清め、清浄なる天地に呼吸するに非ざれば、靈顯なる天神の加護を蒙り得ずとの旨なり。是宗教の善根懺悔に近し。されども此旨につきて別に心身を清くする教文もなく、因て世に誘善利生の方を述べたる教典もなし。本居宜長は神ながら言こと舉あげせぬ国と誇れども、言

挙せぬにて、神道宗教をなす程の力なきこと明かなり。而して右に説たる如く、古は被除を政治の本となし、刑罰も是に因て行えり。素戔嗚尊神の、御田に重播・毀畔・埋溝・挿籤したるうえに、大嘗殿を穢し、重々の罪を犯したるは、神道破滅を主張したる所為にて、天照大神も御位を遜れんとするに至りしに、諸大臣等盡く服せず、天安河の會議にて、大神の復位を勧め、素戔嗚尊に重罪を科したるは、是国是一定して、皇室の安固したる根抵なり。国史に於て最重要の節にて、神道の最功力ある処とす。此時尊に「科レ之以三千座置戸」とは、積日本紀に、「私記曰。座是置物之名也。言置積被物一者。正是千処也。置戸者。是積置此千処之物。便為其戸。令下罪人出其中。故云置戸也」と釈せり。余は千処の齋祓を科したるにて、戸は烟戸のことならんと思ふなり。又「至三拔髮以贖其罪。亦曰拔其手足之爪購レ之」とあるは、亦曰の文を是とすべし。其は一書に「已而科罪於素戔嗚尊。而責其祓。是以有二手端吉棄物。足端凶棄物」とも、又「即科素戔嗚尊千座置戸之解除。以二手爪為吉爪棄物。以三足爪為凶爪棄物。乃使三天兒屋命掌其解除之太諄辞而宣レ之焉。是は中臣氏の記録に拠たるものと覺えたり。齋部氏の記録を并せ考うれば、其賜物は彼氏の齋藏に納むべし。世人慎収己爪者。此其縁也」とあるに合えばなり。古より貴人には死刑を行いたる例なし、蓋解除の科に軽重の差等あるまでのことなるべし。其解除には、必ず吉凶の両ツを重科す。紀の履中帝五年に、「則負惡解除・善解除。而出於長渚崎令被禊」と見え、三代格延曆二十年五月十四日に至りて、大・中・小祓の物を定めらる。其詔に「承前。神事有レ犯。科レ被贖罪。菩惡二祓。重科一人。條例已繁。輸物亦多。事傷苛細。深損黎元。仍今弛張立例」とあれば、平安京の初めに至り、始めて両科を一重に改められたり。

神道の弊

天地は活世界なり、循環して息やすまず、常に新陳代謝しつつ進めり。故に其中に棲息する万物万事、みな榮枯盛衰をなし、少し活動を失いたる停滞物は、頓とんて廢滅に歸すること、皆人の眼前觀察する所なり。故に久くして弊れざるものはなし。日本の創世は神道より成り、皇基は是に因りて奠てん定てい（定め）したる主要の節目は、前に述べたる條々に略盡ほぼつくせり。夫も数千年間に漸ぜん々と修正改進したる結果なるべく、神武帝の橿原に神人一致の政治を建給たいし時も、多少改革ありたるならん。亦九世を経て、時運ますます益進み、崇神の朝に、神宮皇居を別わかけられたれば、神物官物も別れ、従いて齋藏官倉も別れ、調貢の法も改まり、政治兵刑みな改まらざるを得ざれども、古来沿習の餘勢よせいあれば、猶祭政一致の制によりて、漸々と變じたるは見易みやすき情実にて、そは歴史上にも概見する所なり。三韓服属し、応神・仁徳の両盛代を経て、履仲・反正・允恭三朝に移る比には、已に刑罰の变革したるを見る。武内宿禰甘内宿禰兄弟権を争いたる時、くかたち（探湯）をなしたり。允恭帝群卿国造の氏姓即譜詐冒を改正の時も、（諸氏姓人等沐浴齋戒。各為盟神探湯。則於味檀丘之辞禍戸湯瓮而引諸人一令赴曰。得実則全。偽者必害。或溼納釜煮沸。攘手探湯。云云。詐者愕然之。予退無進）とあれば、探湯は神に要して、詐偽者を発覚する鞠訊法なるべし。是当時に盛んに行われたること見えて、北史東夷倭伝に、「毎訊二冤獄。不三承引者。以レ木压レ膝。或張三強弓。以レ弦鋸三其項。或置二小石於沸湯中。令三所レ競者探レ之。或置二蛇瓮中一令レ取レ之。曲者即墮」とあり、是は西国筋の事を觀察のままに記したることならん。諸

国の国造・伴造等支配下には、頗る慘酷の法も行われたらん。繼体帝二十四年に、「爰以下日本
 人与二任那人。頻以二兒息。諍訟難レ決。元無中能判。毛野臣栞置誓湯。曰。実者不レ爛。虚者必爛。是
 以投レ湯爛死者衆」とありて、我朝の任那諸国に人心を失いたるは、其等の暴政に由るものなり。此時
 代人智漸く開け、既に神道にては治むべからず。因て儒学を講じ、亦仏教も流入せんとす。履中帝の
 時に、安曇連浜子が仲皇子に徒党したる巨魁なるを以て、事平ぐの後詔して、「將レ傾二国家。罪当レ死。
 然垂二大恩。而免レ死科。墨。即日黥レ之」と見え、又允恭の忍阪姫皇后も、「赦二鬪鷄国造死刑。貶二其
 姓二謂二稻置」と見ゆ。其年に為二皇后。定二刑部」とあれば、已に死刑其他の刑名も生じたり。但し黥
 は貶等にて、甘内宿禰の紀直に賜い、鬪鷄国造を稻置に貶する類にして、黥の刑はなきことなるべし。
 履中五年に、「伊弉諾神託レ祝曰。不堪二血臭。矣。因以トレ之兆云。惡二飼部等黥之氣。故自レ是後頓絶
 以不レ黥二飼部而止之」とあり、記の安康の條に、「面黥老人来。我者山代之猪甘也」とあるを見れば、
 廝養の諸部は黥する習法なることを知るべし。支那歴史の記する所によれば、日本の古は文身の俗な
 るに、今は東国の賤民に文身俗を存するまでにて、西国には却て其俗なきは、かかる由縁にて自然に
 黥を廢したることなるべし。崇神の朝に神人別れてより、履中帝まで七世を経たれば、時運已に進み、
 神道の弊を生じたるを見る。

人智の開進して、学芸鬱興し、上下の生活益満足なる時代となれば、祭政一致の政に依頼し、太占を
 以て神慮を迎えて事を断じ、諄辞を以て解除をなして刑罰をなすまでにては、国の治安を保べからず。
 此時となりては、旧来これに浸染したる風俗には亦弊習を存して、洗除するに困むことあるは必然の

理なり。紀の孝徳帝大化二年三月甲申の詔に、「有_レ被_レ役_二辺畔_一民_上。事畢還_レ郷之曰。忽然得_レ疾。臥_二死路頭_一。於_レ是路頭之家。乃謂_レ之曰。何故使_三人死_二於餘路_一。因留_二死者友伴_一。使_三祓除_一。由_レ是兄雖_三臥_二死於路_一。其弟不_レ収者多_{なり}。其弊_一。復有_二百姓_一溺_二死於河_一。逢者乃_レ謂_レ之曰。何故於_レ我使_レ遇_二溺人_一。因留_二溺者友伴_一。強使_三祓除_一。由_レ是兄雖_三溺_二死於河_一。其弟不_レ救者衆_{なり}。其弊_一。復有_二被_レ役之民_一。路頭炊_レ飯。於_レ是路頭之家乃謂_レ之曰。何故任_レ情炊_二飯餘路_一。強使_三祓除_一。其弊_三。復有_二百姓_一。就_レ他借_レ甑炊_レ飯。其甑触_レ物而覆。於_レ是甑主乃使_三祓除_一。其弊_四。如_二是等類_一。愚俗所_レ染。今悉除斷」とあるは、是今の警察違_レ註罪_に科する贖錢をば、人民相互に科徴したるなり。神道の死穢不浄を忌嫌い、事に触れ端に就きて祓除を強索する陋習は、千二百年前まで存して、其時旅行の困難思いやられたり。公役にて已_レを得ざるの外は、郡郷の往来交通絶えて、猶_二歲月_一を経るならば、国の繁盛なる道は頓_二に_一塞_二り果てん_一。此時に当り、仏教僧徒等、宣教の方便によりて、郡郷を巡りて、道路橋梁を修架せしめ、池溝を開き、往来を通し、生産工芸を教えたる功は、歴史に歴々と記載し、文武元明の朝に至り、始めて貨幣を鑄造し、諸国に令して米を行旅に売らしめ、終_二に奈良の盛治を見るに至りたり_一。其大恩は永く忘却すべからず。

儒学仏教陰陽道の伝播

神道の日本を襦袢_{ひじき}の裏に育成して、国体を定め皇統を始めたるは、其最功力ある時代なりとす。然_レれども成長の後に、時運の進みて、大陸地に万般の学芸鬱興すれば、我国にも輸入して、益_二開進せざ_一るべからず。漢の朝鮮を滅ぼし、平壤に帶方郡を置くに当り、我西国より交通する者三十餘国に及び、

筑紫伊都津を開き、彼郡よりも使節館を建たれば、通訳の人もなかるべからず。漢字も講ぜざるべからず。崇神帝の末には、加羅国地を獻じて内属し、任那府を韓土に置れたり。此時已に祭政一致にて治むべからず。必ず漢の儒学は輸入したらん。更に遡りて考うれば、秦人馬韓に移住して辰韓を成し、少名彦命の海を航し来りて、大己貴神と共に国を造り、医療禁厭の法を教へたる時より、漢学ははや入たるならん。時代は書紀の紀年
を含て考うべし。応神帝百濟より博士を召し、皇子に論語千字文を授けしめ給いしは儒学の宮中まで上りたるなり。其時の儒学は固より朱子学に非ず、亦唐の註疏にも非ず、大抵晋末に当れば、何晏の集解にて修身よりは寧ろ政治学に近し。其後継体帝の朝に五経博士を召され、天智帝以後隋唐の学を主用せらる、皆政治学なり。神道とは其用を異にす。而して儒学の最も主張する天地の郊祀宗廟の禘禘等は、一も用ふるなくして、猶古来の神道祭天の俗に従われたるは其慮る所甚深し、神道を読むもの特に着眼すべき要点なり。

然れども神道は誘善利生の教典なきのみならず、攘災招福にも欠典を感じたらん。因て漢学の伝播に従いて、陰陽道も入たるならん。是は漢代盛んに行われたる讖緯書に本づく者なり。北史に「百濟知_三医薬・蒼龜。与_三相術・陰陽五行法」とあれば、必ず此国を経て輸入したらんと覚ゆ。紀の推古帝十年に、「百濟僧觀勒来之。仍貢曆本。及天文地理書・并遁甲方術之書也。是時選_三書生三四人。以_三傳_三学_三習於觀勒矣。云云。大友村主高總学_三天文遁甲_一以成_レ業」とあり、三代格に、陰陽道は周易・新撰陰陽書・黄帝金匱・五行大義等を主用す。易は五經の一にて、継体の朝已に学に立たり。緯書の伝わるること必早からん。古事記及び書紀の一書を熟看するに、神代卷には陰陽説及び周時の風俗に附会

したる痕跡をまま発見す。蓋漢学けだし已すでに入り、仏教まだ伝わらぬ際に於て、緯書其他の方術を以て、未
 来を前知し、災害を避るることを講じたる結果なるべし。是も亦一時の氣運にして、久しきを経て弊れ、
 今も民俗に存する陋習ろつしゅうは、神道仏教よりも、陰陽説おんようせつより出たる拘忌はなはだ甚多し。

儒学は只現在を論ず。陰陽道おんようどうの未然を知るも、誘善利生の旨に乏し。仏教の三生因果を説くは、神
 道の襍褌むつきを離れて、心理を開闡かいせんするに、偏強くつきょうの教なり。其支那に傳播てんぱしたるは、我倭奴国の使洛陽に至
 りし比ころに端を開き、神功皇后じんくうこうごう征韓せいこの比ころは、已すでに盛んに行われ、応神帝おうじんの比ころには、高麗百済に流布したり。
 其後三韓の往来頻繁になり、筑紫中国筋に流入りたるは必ず早からん。史乘しじょう（歴）に見えたるは継体帝
 の朝に始まる。欽明帝戊午歲けいめい 法王帝説に拠る、書紀の紀年ねんにては宣化帝三年なり。に至り、遂に断然と百済より仏典佛像の献うけたま
 えり。彼是国に後るる百五十年なり。文明の競進より論ずれば遅鈍なりとすれども、国の旧俗を守る
 に厚く、急遽に外教に移らざるは、日本人の氣象にして、国体の堅固なる由縁なり。仏教者は因よて実
 相真如しんじゆの体は我熱信する天神なることを示し、本地垂跡ちじやくの理を説とたるを以て、衆心靡然として之に帰
 依し、敬神の心を移して、并せて崇仏に注ぎ、二百年を経て敬神崇仏の国となり、仏教の研闡けんぜんは他国
 に超越するに至りたるは、歴史上に於て国の光輝と謂いて可なり。仏教の入りたる後は、神社と仏寺と、
 並に崇敬せられて勝劣なきは、歴史に明白なり。仏に偏して神に疎なりと思はるは僻ひがめる説なり。但し
 仏教も久しきを経るに従いて弊れたり。委わしくは他日を待て論ぜん。若又神道にのみ僻ひがし、今日まで
 神道のみにて推来るならば、日本の不幸は実に甚はなはだしからん。前條に挙たる大化二年の詔を一顧すべし。
 崇神帝以後数百年間に、神道の国民を教化したる結果は如何いかなるぞ。統紀しゅうき（続日）本紀神龜二年七月の詔に、

〔今聞諸国神祇。社内有穢梟。及放雜畜。敬神之礼。豈如是乎。宜下国司長官自執幣帛。慎到清淨。常為歲事上。〕と。又天平二年九月の詔に、「安芸国周芳国人等。妄說禍福。多集人衆。妖祠死魂云有レ所レ祈。近京左側山原。聚集多人。妖言惑衆。多則万人少乃数千」とあり、かかる人民を開誘する為めに、唐韓諸国の皆弘むる仏教の方便に依らずして、經典さえ備わらぬ神道の古俗に任せたらば、全国今に蒙昧の野民に止まり、台湾の生蕃と一般ならんのみ。

神道の日本を育成したるは慈母の恩あり。されども成人の後まで、永く母の左右にのみ居るべからず。總て地球諸国みな神道の中より出て、種々に變化したれども、国本を維持して、順序よく進化したるは日本のみなり。神道の時に定りたる国帝を奉じて敢て変改せず、神道の古俗を存して敢て廃棄せず、かの新陳代謝の活世界を通過し、時運にも後れざればなり。凡国には主宰者を立てて政務の本を統べざるべからず。此至尊なる位は断じて人事を以て定め難し、智愚賢不肖を択まず、只其創世に当り、純に天神を信じたる時に於て、神意として定めたる君主を、国のあらん限り、永遠に奉ずべし。此外に万古不易の国基を定むる方法はなし。日本人民は天神の子孫を天日嗣に奉じ、少しも心を変ぜず、其日嗣の天子に悪徳の君は一代もなく、又系統の絶える不幸にも逢わず、九世親盡たる疎遠の系統に此位を伝う不幸にさえ逢わずして、今日に至るは、誠に人力には非じ、天神の加護を忘るべからず。他国を見よ。盡く人事の麤忽にて、一度国祚を變更したれば帝位は国民の競争物となり、常に国基を安定するに辛苦しつゝ経過するに非ずや。我國の万代一系の君を奉ずるは、此地球上に又得られぬ歴史なり。其誇るべき国体を保存するには、時運に依じて、順序よく進化してこそ、皇室も益尊榮ますますなるべし。

れ、国家も益強盛ますますとなるべけれ。世には一生神代卷かみよのまきのみを講じて、言甲斐いいがいなくも、国体の神道に創りたればとて、いつ迄も其襤褸むしきの裏にありて、祭政一致の国に棲息せんと希望する者もあり。此活動世界に、千餘百年間長進せざる物は、新陳代謝の機能に催されて、秋の木葉と共に揺落ゆりおちさるべし。或は神道を学理にて論ずれば、国体を損ずと、憐れ墓あわなく謂いうものもあり。国体も皇室も、此く薄弱なる朽索にて維持したりと思ふか。歴朝の烈を積み、其神道の中より出たる国を養成せられたる、百二十餘代の功德は、染みて人心にあり。其間に他の諸国一度国本を變動し、再び復すべからず。革命の禍を痛嘆したる歴史を経過したれば、最早皇綱もはやは安固なり。此に觀察して益盛大富強ますますを図るべし、徒いたずらに太神宮の餘烈にのみ頼むは、亦是秋の木葉の類なるべし。余既に神道の大本に就て、其国体と共に永遠に保存すべき綱領と、国民に浸潤したる美風とを論述したり。其他の糜朽に属する枝葉と、中世以来の謬説とは、本を振し葉を落して、本幹を傷害せざる様にすべし。是亦国家に対する緊要の務めなり。

(明治二十四年十一月「史学云雜誌」第二三〇五号)

- 「神道は祭天の古俗」(『明治文学全集 第七八巻』「明治試論集(二)」、筑摩書房、一九八九年二月) 所収。
- 原文は、文の区切りはすべて句点(。)であるが、読みやすさのために、筑摩書房刊「近代日本思想体系」『明治思想集II』所収の「神道は祭天の古俗」を参考にして、句読点に改めた。
- 引用文を除いて、旧字・旧仮名遣いは、新字・新仮名遣いにあらためた。
- 読みやすさのために振り仮名を付加した。
- 理解を助けるために割註をつけた。
- PDF化にはL^AT_EX_{2_ε}でタイプセッティングを行い、dvi_{ps}dfmxを使用した。
- 科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」
<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/scilib.html>
- 「科学図書館」に新しく収録した文献の案内 「科学図書館掲示板」
<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>